

備考

- 一 本表敍位ノ上申ハ留守部隊ヲ經由スルコトナク出征軍司令官(獨立師團長)ヨリ直接陸軍大臣ニ上申スルモノトス
- 二 本表ノ敍位取扱ニ付テハ凡テ喪ヲ祕スルノ必要ナシ而シテ上申書ニハ戰死月日ヲ明記スルヲ要ス
- 三 電報上申ノ人員多數ニシテ過誤ノ虞アルトキハ電報發信ノ後速ニ書面ノ上申書ヲ追送スヘシ
- 四 將校同相當官ノ危篤ニ際スル進級ノ上申ト敍位ノ上申トハ同一電報ヲ以テスルコトヲ得
- 五 戰地ニ於ケル公務ニ基因シ死亡シタル者ニ對シテハ戰死者ニ準シ敍位ノ取扱ヲナスモノトス

附 錄

- 一 親補ノ職ニ在ル者ノ待遇ニ關スル件

明治二十九年五月二日
勅令第一六〇號

親補ノ職ニ在ル者ハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

- 二 文武判任官等級令

明治四十三年六月十七日
勅令第二六七號

三九

0048